

閣 郵 委 第 1 4 号

平成24年7月11日

金融庁長官

畑中 龍太郎 殿

郵政民営化委員会

委員長 西室 泰三

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について（意見）

平成24年5月30日付け金総第2174号・総情貯第83号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令については、平成24年6月1日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。

閣 郵 委 第 1 4 号

平成24年7月11日

総務大臣

川端 達夫 殿

郵政民営化委員会

委員長 西室 泰三

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について（意見）

平成24年5月30日付け金総第2174号・総情貯第83号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令については、平成24年6月1日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。

閣 郵 委 第 1 5 号

平成24年7月11日

総務大臣

川端 達夫 殿

郵政民営化委員会

委員長 西室 泰三

日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく総務省令案について（意見）

平成24年6月1日付け総情企第41号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく総務省令については、平成24年6月1日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。